年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年12月26日から22年1月1日までの期間について、申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が11年1月6日、資格喪失日が22年1月1日とされ、当該期間のうち、21年12月26日から22年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年12月11日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月26日から22年1月1日まで

② 平成21年12月11日

平成 21 年 12 月の給与と冬のボーナスから厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に反映されていないため 事業所に申し出たところ、資格喪失日を誤って届け出ていたことが分かり、 事業所から年金事務所に訂正届を提出してもらったが、時効が成立してい るため年金給付に反映されないとの回答であった。該当する時期の給与と 賞与の支払明細書を提出するので、調査して年金給付に反映されるよう厚 生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年1月6日、資格喪失日が22年1月1日とされ、当該期間のうち、21年12月26日から22年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険被保険者記録及び申立人が所持する平成 21 年 12 月に支給された給与支払明細書から、申立人は、申立期間①においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、平成21年12月11日に支給された賞与に係る賞与支払明細書から、申立人は、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与の支給月に誤って申立人に係る被保険者資格を喪失させる届出を行ったことから、年金事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 47 年 11 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍期間証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 47 年 12 月 1 日にA社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47年 10月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和 47 年 11 月 30 日として届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで 昭和59年9月30日にA事業所を退職したが、同年9月が厚生年金保険 の被保険者期間となっていないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された入退社名簿及び雇用保険被保険者記録並びに事業所への照会結果により、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の人事担当者は、月末まで在職している職員の保険料控除について「控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支部における昭和 59 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和59年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1253

第1 委員会の結論

申立人の平成3年*月から同年10月までの期間、4年1月、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から同年10月まで

② 平成4年1月

③ 平成4年8月及び同年9月

私が大学生であった 20 歳のときに、父が私の国民年金の加入手続を行い、毎月欠かさず保険料を納付してくれていた。 1 歳違いの弟が大学生であった 20 歳からの国民年金保険料も父がきっちりと納付している。国民年金保険料の納付は義務であり保険料を払っていないはずはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月に父が国民年金の加入手続を行い、毎月欠かさず保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の1歳年下の弟と連番で払い出されている上、同記号番号の前後の被保険者の国民年金の加入状況から判断すると、申立人の同記号番号は、5年5月頃に払い出されたと推認でき、申立人が20歳になった3年*月の時点では国民年金の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人及びその弟の平成5年度の国民年金保険料は、平成5年5月31日付けで免除申請がなされ、申立人の当該期間に係る国民年金保険料は、14年10月に追納されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその弟の上記期間を除く平成6年度以前の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父は、「子供 二人の国民年金保険料はおおむね同時期に納付していた。」と供述しているところ、 申立人の父から提出された申立人の弟の国民年金保険料の納付について記された備 忘録には、「未納に対するふっ帰期間2年1月」、「免除に対するふっ帰期間10 年」及び平成6年度の国民年金保険料は過年度納付した旨記載されている。このこ とについて申立人の父は、「国民年金保険料の納付の期限について役場の職員の説 明を記載した。私自身、子供二人の国民年金保険料は現年度納付していたと思って いたが、備忘録には過年度納付したり、免除期間を追納した記載があり、私の記憶 とかなり異なっていた。」と供述しており、申立人の申立期間当時の国民年金保険 料について、申立人の父は現年度納付せずに、納付の最終期限までに過年度納付等 行うことを前提に国民年金に加入したことがうかがえ、20歳の時点で国民年金の 加入手続を行い毎月保険料を納付していたとする主張とは符合しない。

加えて、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していた 申立人の父も申立期間の納付状況等について記憶していないほか、申立期間 の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申 立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申 告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1254

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年9月まで

② 昭和59年12月

私は、昭和57年3月にA地域からB地域に転居してきた。その年の秋か冬頃に、銀行の外交員が夫の給料を自宅に届けてくれるようになり、翌年の58年頃に外交員から国民年金保険料の納付を勧められたので、未納となっていた保険料を毎月2か月分ずつ納付した。A地域に居住していた当時の未納保険料については、A地域の納付書を使用して納付していた。申立期間について記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年頃にそれまで未納であった期間の国民年金保険料の納付を再開したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間である 59 年 10 月及び同年 11 月の保険料を時効直前の 62 年 1 月 26 日に、申立期間②直後の 60 年 1 月の保険料を 62 年 2 月 25 日に納付し、その後 60 年 2 月から 61 年 3 月までの保険料を、62 年 3 月から毎月 25 日前後に納付していることが確認できることから、申立人が納付を再開した時期は、同年 1 月であると考えるのが自然であり、申立期間①の国民年金保険料は、同年 1 月 26 日時点で、また、申立期間②の国民年金保険料は、同年 2 月 25 日時点で、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が平成 19 年 11 月 9 日に社会保険事務所(当時)に提出した 国民年金保険料納付記録の照会申出書によると、納付を再開した時期につい て、「昭和 60 年 3 月から、また納付については 3 ヶ月分(ボーナス時はもっ と)」と記載していることから、申立人の申立期間の納付に係る記憶は曖昧 である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1255

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年3月まで

母が私と長兄の国民年金保険料を一緒に集金により納付してくれていたが、その最初の約4年間が未納となっている。また、長兄の国民年金手帳には発行日が記入されているが、私の国民年金手帳には記入されていない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月 18 日にA町において申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、当該払出日時点で、申立期間のうち大部分の期間に係る国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、母が申立人と長兄の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人及び長兄の国民年金手帳によると、昭和46年度の国民年金保険料について、申立人は昭和47年4月30日に1年分が一度に検認され、長兄は3か月分ずつ検認されていることが確認でき、また、長兄の国民年金手帳及びオンライン記録によると、44年7月から45年3月までの期間について、長兄は国民年金保険料の免除が承認された後に保険料を追納していると考えられ、申立人と長兄の納付状況は異なることから、申立期間について、長兄の保険料と一緒に申立人の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、

保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡している上、申立人の長 兄は保険料の納付について具体的に記憶していないことから、申立期間当時 の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、長兄の国民年金手帳には発行日が記載されているが、申立人の国民年金手帳には発行日が記載されていないと主張しているが、この日付は保険料の納付を開始した日ではなく、手帳が発行された日を示すものであり、発行日が記載されていないことをもって、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとはならない。

奈良厚生年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月30日から同年10月11日まで

② 昭和47年1月25日から同年5月21日まで

③ 昭和47年5月21日から同年7月1日まで

④ 昭和47年8月20日から同年9月20日まで

A社が経営するB店に勤務した申立期間①及び②とC社が経営するD店で勤務した申立期間③及び④の記録が無い。A社では6か月以上、C社では少なくとも3か月は勤務したはずである。現在の厚生年金保険被保険者記録の期間は短いと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の関連事業所であるE社が保管している 退職者名簿及び社員台帳によると、申立人の入社年月日は昭和 46 年 10 月 11 日、退社年月日は 47 年 1 月 21 日と記載されており、オンライン記録とほぼ 一致している。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったが、申立期間①及び②における申立人の勤務実態を推認できる証言は得られなかった。

さらに、申立人が勤務したB店の経営母体は、当初のA社から昭和 47 年 11 月にはE社に、51 年 5 月からはF社へと変遷しているところ、E社が保管している人事記録の一部のほかに申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除を示す関連資料は無く、当時の事業主及び事務担当者の連絡先は不明であるため、事業所における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③及び④について、C社において厚生年金保険被保険者記録のあ

る複数の同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態を推認できる証言は得られなかった。

また、C社は平成19年に解散している上、当該期間における事業主及び事務担当者の連絡先は不明であり、事業所における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。